

2 届出内容に変更が生じたとき

下記届出事項に変更が生じたときは、変更の日から

10日以内

に変更届出書を提出しなければならない。

- 1 商号、名称又は氏名及び住所
- 2 営業所の名称及び所在地並びに営業所の種別
- 3 広告又宣伝をする場合に使用する名称
- 4 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

- ※ 営業所の所在地を管轄する公安委員会(警察署経由)へ届出書を提出すること。
- ※ 変更の日から10日以内に届出(届出書に登記事項証明書を添付すべき場合は20日以内)
- ※ 交付された**探偵業届出証明書**は、営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。(証明書番号は、変更届出の度に新たな番号となります。)
- ※ 営業所の移転が他道府県にわたる場合は、公安委員会が異なることから既存の営業所を管轄する公安委員会に廃止届出書を提出後、移転先となる公安委員会に開始届出書を提出しなければならない。

探偵業者

探偵業届出証明書交付

変更届出

東京都公安委員会

届出書類等

>> [申請様式一覧\(探偵業\)](#)

- 1 探偵業変更届出書(別記様式第3号)
- 2 探偵業届出証明書(既に公安委員会から交付を受けている届出証明書)
- 3 手数料 1,500円(収入印紙不可)
- 4 添付書類
当該変更事項に係る書面

※ 例

- ・1 役員の住所、氏名が変わった
住民票の写し(氏名変更は併せて登記事項証明書)
- ・2 商号、名称及び住所が変わった
登記事項証明書、新住所を証明する書面(賃貸契約書等)
- ・3 新たに役員が就任した
法人の登記事項証明書(履歴事項証明書)
新たな役員の履歴書、住民票の写し、登記されていないことの証明書、身分証明書、誓約書(法第3条第1号～4号までのもの)